

短期入所重要事項説明書

短期入所生活介護 土佐くすのき

改定日 令和7年4月1日

事業主体の名称 所在地 電話番号	社会福祉法人 土佐平成福祉会 高知県高岡郡日高村本村5番地5 0889-24-7411
代表者の氏名	理事長 岡本 幸夫
事業主体が行っている 主な事業等	視覚障害者養護老人ホーム土佐くすのき荘 聴覚障害者養護老人ホーム静幸苑 デイサービスセンター能津喜楽園 ヘルパーステーション能津 居宅介護支援センター能津 訪看スマイルスタジオ
施設の名称(種類) 施設の所在地	短期入所生活介護 土佐くすのき (管理者 吉川 尚秀) (指定居宅介護事業・平成12年3月15日指定 高知県第3972500254号) *当施設は、視覚障害者養護老人ホーム 土佐くすのき荘に併設 されています。 高知県高岡郡日高村本村5番地5
施設の概要	当施設は、居宅要介護者等に対して、入浴、排泄、食事等の介護 その他の日常生活上の世話等、指定短期入所生活介護サービスを 提供します。
交通の便	JR線伊野駅下車、県交通バス「柳瀬」行きで30分、 「柳瀬営業所」下車2km
問い合わせ電話番号	0889-24-7411
開設日	平成 9年 5月 1日
利用定員	5人
施設建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
居室以外の設備・施設	静養室、浴室（機械浴・特殊浴槽）、医務室、食堂、機能訓練室 (注) 視覚障害者養護老人ホーム 土佐くすのき荘と共に
入所の要件	利用は、要介護認定の結果、要支援、要介護と認定された方が対象 となります。 (介護保険の被保険者証をご確認下さい。) 利用の場合には、重要事項説明の後、契約書を取り交わしていく だきます。 (注) 当施設は、医療機関ではありませんので、入院通院治療を 必要とする方は利用できません。

通常の送迎実施地域	通常の送迎実施地域は、日高村・いの町（本川地区を除く）とします。																																			
持ち込みの制限	<p>以下のもの以外は、原則として持ち込みできません。</p> <p>衣類、洗面器具等</p> <p>(注) その他ものにつきましては、ご相談下さい。</p>																																			
居室の概要	<p>居室総数 52室（内ショートステイ用3室）</p> <p>1人部屋 1室（8.179m²）</p> <p>2人部屋 2室（1人当たり7.975m²）</p> <p>(注) 空室状況は、施設に直接ご確認下さい。</p>																																			
居室に関する特記事項	当施設では、それぞれの居室に洗面台・冷暖房機が設置されています。																																			
居室の決定	<p>ご利用いただく居室は、個室か、2人部屋になります。</p> <p>ご本人の心身の状況や居室の空き状況等により、ご希望に沿えない場合もあります。</p>																																			
居室の変更	<p>また、ご本人の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。その際、ご本人もしくはご家族との協議のうえ、決定するものとします。</p>																																			
介護等に携わる職員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>1名（兼務）</td> <td></td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>3名（兼務）</td> <td></td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>2名（兼務）</td> <td>2名（兼務）</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>3名（兼務）</td> <td>16名（兼務）</td> <td>19名</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>2名（兼務）</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1名（兼務）</td> <td></td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1名（兼務）</td> <td>2名（兼務）</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>*管理者は、土佐くすのきの従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他 の管理を一元的に行う。</p> <p>*生活相談員は、短期入所生活介護サービス利用の申込みに係る調整、 介護計画の作成等をおこなう。</p> <p>*看護職員は、短期入所生活介護サービス利用者の健康管理、看護、医師の 指示の下での治療等を行う。</p> <p>*介護職員は、短期入所生活介護における介護、レクリエーション等の提供に あたる。</p> <p>*事務職員は、必要な事務をおこなう。</p> <p>*栄養士は、高齢者の状態に即した献立表の作成、栄養指導・管理をおこなう。</p>				職種	常勤	非常勤	計	管理者	1名（兼務）		1名	生活相談員	3名（兼務）		3名	看護職員	2名（兼務）	2名（兼務）	4名	介護職員	3名（兼務）	16名（兼務）	19名	事務職員	2名（兼務）		2名	栄養士	1名（兼務）		1名	機能訓練指導員	1名（兼務）	2名（兼務）	3名
職種	常勤	非常勤	計																																	
管理者	1名（兼務）		1名																																	
生活相談員	3名（兼務）		3名																																	
看護職員	2名（兼務）	2名（兼務）	4名																																	
介護職員	3名（兼務）	16名（兼務）	19名																																	
事務職員	2名（兼務）		2名																																	
栄養士	1名（兼務）		1名																																	
機能訓練指導員	1名（兼務）	2名（兼務）	3名																																	
介護等職員の	<p>①早 出 7:00～16:00 1名</p> <p>②早 出 8:00～17:00 1名</p>																																			

最低配置人員数	日 勤 9:00 ~18:00 遅 出 9:30 ~18:30 夜 間 16:30 ~ 9:30	1 名 1 名 2 名																								
職 員 の 専 門 資 格	有 資 格 者 21名 平成31年3月1日現在 介護福祉士 3名、看護師2名、准看護師3名、社会福祉主事4名 訪問介護員2級 8名、訪問介護員3級 1名、介護職員基礎研修 1名 介護支援専門員 2名、ガイドヘルパー 1名、栄養士 1名																									
介護保険給付対象となる主なサービスと利用料金																										
①介護保険給付サービス 利 用 料 金	<p>当施設における要介護別のサービス利用料金（自己負担金）は、以下のとおりです。（1日あたり）</p> <p>※最終的な請求額に介護職員処遇改善加算が算定されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>個 室</th> <th>2人室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>451円</td> <td>451円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>561円</td> <td>561円</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>603円</td> <td>603円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>672円</td> <td>672円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>745円</td> <td>745円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>815円</td> <td>815円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>884円</td> <td>884円</td> </tr> </tbody> </table>			個 室	2人室	要支援1	451円	451円	要支援2	561円	561円	要介護1	603円	603円	要介護2	672円	672円	要介護3	745円	745円	要介護4	815円	815円	要介護5	884円	884円
	個 室	2人室																								
要支援1	451円	451円																								
要支援2	561円	561円																								
要介護1	603円	603円																								
要介護2	672円	672円																								
要介護3	745円	745円																								
要介護4	815円	815円																								
要介護5	884円	884円																								
<ul style="list-style-type: none"> ・送迎を行った場合は、片道184円のご利用料金がかかります。 ・利用される方が要介護認定を受けていない場合や、居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきますが、介護保険から償還払いを受けることができます。詳細はお問い合わせ下さい。 ・保険者（市町村）と施設が「特例措置に係る短期入所サービス費受領委任払い契約書」を交わすことにより、短期入所サービスの振替利用が可能になります。詳細はお問い合わせ下さい。 																										
②介護保険給付対象の 主なサービス																										
・入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、一般浴槽、機械浴槽を設備しております。なお、入浴は一般浴、機械浴ともに週2回となっております。また、医師や看護師の判断により入浴することが適当ではない場合には、全身もしくは部分清拭を行います。 																									
・排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の自立を促すため、できるだけおむつをはずして生活していただくよう援助いたします。 																									
・送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、当事業所の通常の事業実施地域外からのご利用の場合に 																									

・その他自立への支援	は、交通費実費をご負担いただきます。 ・寝たきり防止のため、離床に配慮します。生活リズムを考え、適切な整容が行われるよう援助いたします。
実費負担となる（介護保険給付の対象とならない）サービスと利用料金	
・食 費	以下のサービスは利用料金を負担していただきます。 ・朝食395円、昼食450円、夕食600円になります。 食事した分のみ負担いただきます。
・居住費（滞在費）	・1日当たり、個室 1,231円、2人室 437円をご負担いただきます。
・理髪・美容 ・レクリエーション、	・理容は、地域の理容師による毎週1日木曜日に出張サービスがあります。利用料金は、料金表に示すとおりです。 ・ご利用される方の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。
・日常生活上必要となる 諸費要実費	・おむつ代及び、日用品代については、原則、ご負担の必要はありません。ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用はご負担いただきます。（売店でのお菓子代、テレホンカード代）
利 用 の 中 止	・利用予定期間の前に、ご本人の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
利 用 の 変 更 ・ 追 加	・利用予定期間の前に、ご本人の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出て下さい。 ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
身 体 拘 束 の 禁 止	・原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束します。 ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前にご利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録します。

リスクリスク説明	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、身体拘束を行わないことから、歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒、転落による事故の可能性があります。 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
リスクリスク説明	<p>あり、皮膚は薄く少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。また血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下して、誤嚥、誤飲、窒息の危険性が高い状態にあります。 高齢者は、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があり、本人の全身状態が急に悪化した場合は、協力医療機関の医師の判断で、緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
県内農林水産物の使用に係る方針	ご利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとします。
	施設内には、苦情対応窓口を設置し、提供したサービスに関する苦情に適切に対応しています。
苦情対応（相談）窓口	<p>電話番号 (0889) 24-7411 FAX番号 (0889) 24-7413 生活相談員 鍋島明美・細野章孝 対応時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後6時</p>
※ 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。	
日高村介護保険相談窓口	<p>所在地 日高村本郷61-1 電話番号 0889-24-5111 FAX番号 0889-24-7966 対応時間 8:30～17:15 (月曜日～金曜日)</p>
いの町介護保険相談窓口	<p>所在地 いの町1400 電話番号 088-893-3811 FAX番号 088-893-1101 対応時間 8:30～17:15 (月曜日～金曜日)</p>
高知県国民健康保険団体連合会（国保連）	<p>所在地 高知市丸の内2-6-5 電話番号 088-820-8409 FAX番号 088-820-8413 対応時間 8:30～17:15 (月曜日～金曜日)</p>

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供により利用者に対する事故が発生した場合、事業者は直ちに利用者の御家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、関係市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。 サービスの提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償の手続きを行います。 サービスの提供による利用者の事故が発生した場合には、関係者はその原因を解明し、再発防止に努めるため職員会議などにより事故防止を徹底します。 経過を記録します。
※第三者評価	提供するサービスの第三者評価は実施していません。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 高知県高岡郡日高村本村5番地5

事業者名 短期入所生活介護 土佐くすのき

説明者

(印)

短期入所生活介護サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

(印)

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

(印)